

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
福島県会津坂下町	御池田	令和3年11月10日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	101 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	75.6 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作合計面積	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の面積 (備考)	43.9 ha

## 2 対象地区の課題

<p><b>[現状]</b></p> <p>①本地区における集落農業の現状は水稻を主とした農業経営を行っており、14/63戸の農業経営体で全面積の56.5%を担っている。他に畑は、野菜で4経営体があるが、他は家庭菜園がほとんどで遊休農地(畑)も少しずつ増えている。</p> <p>②現在、当地区には6経営体の認定農業者(うち「農地所有適格法人」は無し)がおり、水田の集積については、水田全面積の30.4%を認定農業者が担っているが、まだまだ集落内での集積が必要である。</p> <p><b>[課題]</b></p> <p>①規模拡大をしていく上で個人では限界があるためと、後継者の確保の問題も含め法人化された経営体が必要である。</p> <p>②認定農業者以外の個人経営体が多くを占めており、今後集約が進むにつれ農地を拡大可能な経営体が必要である。</p> <p>③認定農業者(法人を含む)が規模拡大した場合、労働者の確保も課題である。</p> <p>④農地分散による移動時間ロス及び非連続圃場のため畦畔削除による拡幅が出来ない。</p>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><b>[目指す集落農業の方向性]</b> 水稻を基幹作物とし、認定農業者が主体となり農地の出し手も含めた集落内完結型の農業を目指す。</p> <p><b>[集落農業を担う中心経営体]</b> 現状は、6認定農業者を中心経営体に位置づける。</p> <p><b>[課題解決に向けた取り組み]</b></p> <p>①1経営体以上の法人化を進める。</p> <p>②集落の経営MAPを活用し、農地の出し手希望者及び受け手希望者の把握をし円滑に集積をできるようにする。</p> <p>③離農者や非農家の中からも、農業経営体の労働者として参加してもらえるようにする。また、遊休農地の有効活用もしていく。</p> <p>④施設の維持管理は多面的機能支払制度を積極的に利用していく。</p> <p>⑤農地(水田)の集約化は中間管理機構を活用し、更に圃場の連担化及び畦畔除去による1圃場の大規模区画化を図る。</p> <p><b>[農地集積・集約の方向性]</b> 利用集積に当たっては農地中間管理機構を活用し、集約化・団地化を図っていく。</p>
--

**[中心経営体の役割]**

- ①集落農業の継続発展のために必要となる機械・設備等の計画的な更新
- ②地区内就農希望者の雇用機会創出及び育成

**[農地委託農家の役割]**

- ①経験・知識を活かした、中心経営体への作業補助等の労力提供
- ②集落における多面的機能支払交付金事業活動への積極参加

**[プランの進捗管理等]**

プランの進捗管理責任者は区長とし、定期的に進捗管理を継続する。